

「申請手続きに係る国民負担の軽減等に関する実態調査」の勧告に対する改善措置状況：東日本大震災関連（2回目のフォローアップ）

勧告先：内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省 勧告日：平成25年3月1日
 1回目の回答日：平成25年10月22日～25日 2回目の回答日：平成27年1月23日～28日

主な勧告事項

主な改善措置状況

(1) 罹災証明の迅速な発行と信頼性の確保

- 罹災証明書の法的な位置付け
- 罹災証明書の迅速な発行等

・罹災証明書の交付については、根拠となる法令がなく、市町により様式や対象範囲が区々
 ・罹災証明書の発行方針や調査方法の違いから、発行開始時期に開き



- 罹災証明の迅速な発行(内閣府)
 - ・事前準備、調査方法の周知<内閣府→都道府県→市町村>
 - ・先進事例の収集を実施
- <技術的助言>
 - ①規程・様式、簡便なマニュアルの作成、②職員育成、他の地方公共団体との連携確保
- ※災害対策基本法を改正し、罹災証明書の交付に関する根拠を規定(内閣府)<1回目の回答>

(2) 被災者支援の確実な実施

- 被災者台帳の法的な位置付け
- 被災者支援のためのシステムの一層の活用等

被災者台帳の作成については、根拠となる法令がなく、被災者支援のための情報システムの活用が不十分



- 被災者支援のためのシステムの一層の活用(総務省)
 - ・講演等を通じたシステムの一層の活用の周知
 - <総務省→都道府県→市町村>
- ※災害対策基本法を改正し、被災者台帳の作成に関する根拠を規定(内閣府)<1回目の回答>

(3) 被災者の手続負担の軽減

- 添付書類の削減

行政機関が既に保有している情報について、重ねて書類の申請手続を求めている市町あり



- 義援金、資金貸付などの申請時の添付書類である罹災証明書、住民票などの省略(内閣府)
 - ・システムや台帳で確認できるものは省略可であると周知<内閣府→都道府県→市町村>

申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査（東日本大震災関連）結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（２回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成24年8月～25年3月
- 2 調査対象機関 内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、都道府県、市町、民間団体等

【勧告日及び勧告先】 平成25年3月1日 内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

【回答年月日】 平成25年10月22日～25年10月25日

内閣府	平成25年10月22日	総務省	平成25年10月25日	法務省	平成25年10月25日
文部科学省	平成25年10月22日	厚生労働省	平成25年10月25日	国土交通省	平成25年10月25日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成27年1月23日～27年1月28日

内閣府	平成27年1月28日	総務省	平成27年1月23日	法務省	平成27年1月28日
文部科学省	平成27年1月26日	厚生労働省	平成27年1月28日	国土交通省	平成27年1月26日

【調査の背景事情】

- 災害発生後に被災者がとる各種手続は、被災者の生活再建の出発点
- 東日本大震災の被災者は、財産の滅失・損壊、避難、各種書類の亡失等のため、多くの心配事や業務を抱えながら、数多くの証明書類の再発行、支援制度を申請
- また、被災地の行政機関は、職員が被災し、庁舎が被害を受ける中、被災者支援のための大量の手続を処理
- 被災者支援のための手続では、被災者の置かれた状況を踏まえ、迅速かつ的確な処理と可能な限りの国民の負担軽減を図ることが課題
- この実態調査は、被災者支援のための手続の迅速かつ的確な処理と負担軽減を図るため、東日本大震災における各種手続の実施状況を調査

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 罹災証明書の迅速な発行と信頼性の確保等</p> <p>(勸告要旨)</p> <p>内閣府は、被災者を支援するためにまず必要となる罹災証明の迅速化と信頼性の確保を図るため、遅滞なく交付すべきことについて法的な位置付けを行うとともに、市町村に対し、以下の技術的助言を行う必要がある。</p> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 罹災証明書は、その交付を明確に規定した法令はなく、市町村がそれぞれの判断で発行 ○ 「設備」に関する罹災証明書を発行していない市町では、特別貸付制度を利用できない例が発生 ○ 「世帯員」の記載がない市町では、支援申請に住民票が必要となり、余分な手間が発生 ○ 高速道路料金の無料措置は、市町村によって対象世帯が相違（被害世帯、停電世帯、全住民） <p>(勸告要旨)</p> <p>① 罹災証明に関する規程やマニュアルの作成などの事前の準備を促進すること。</p> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府は、阪神淡路大震災及び新潟県中越地震における対応の反省を踏まえ、これまでに被害認定事務に関する各種の資料を市町村に提示 ○ 調査対象 20 市町のうち、内閣府の資料を踏まえた罹災証明マニュアルなどを事前に作成していたのは 8 市町 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→：1回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒：2回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>【内閣府】</p> <p>→ 災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号。平成25年6月21日公布、一部施行。）により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に、市町村長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、罹災証明書を交付しなければならない旨を規定した。</p> <p>地方公共団体に対する技術的助言については、以下のとおりである。</p> <p>⇒ 措置済み</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 罹災証明書に関する規程や様式を事前に定めておくこと、関係職員が事務処理に当たって参照することができる簡便なマニュアルを作成しておくこと等、罹災証明書の交付に関する業務を円滑に処理するための具体的な取組について、「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（平成25年6月21日付け府政防第559号・消防災第246号・社援総発0621第1号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省社会・援護局総務課長通知。以下「運用通知」という。）により通知した。</p> <p>なお、市町村における罹災証明書の交付に関する業務を円滑に処理するため、災害対策基本法の共管省庁である消防庁において、今後罹災証明に関する先進的な事例の紹介を実施していく予定である。</p> <p>⇒ 消防庁において、罹災証明に関する先進的な事例等の紹介を平成26年度中に実施するため、「平成26年度消防防災・震災対策現況調査検収調書（防災課分）の実施について」（平成26年5月8日付け消防災</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 罹災証明書の発行時期に関する方針、第1次調査の実施方法を検討し、罹災証明書発行の迅速化を図るとともに、市町村間で発災から証明書発行までの期間に大きな差が生じることを防ぐこと。</p> </div> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 罹災証明は、様々な支援制度の適用基準とされ、「発行時期」が被災者の生活再建のスピードを左右 ○ 罹災証明書発行のスピードは、市町によって大きな開き ○ 外観目視調査で証明する方式と内部立入調査を併用する方式の違いが、罹災証明書発行のスピードの差異の一因 <p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 平時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援に</p> </div>	<p>第179号)により、各都道府県を通じ、災害対策基本法第90条の2に基づく対象災害ごとの罹災証明書の交付数、証明事項、交付業務実施体制の確保に対する措置に関して調査するとともに、先進的な取組を実施している団体に対し、個別調査を行っている。</p> <p>今後、先進的な取組事例を周知してまいりたい。</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 罹災証明書の迅速な発行時期については、災害対策基本法第90条の2第2項に、「市町村長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、罹災証明書を交付しなければならない」と規定するとともに、関係職員が事務処理に当たって参照することのできる簡便なマニュアルを作成しておくこと等について、運用通知により通知した。</p> <p>また、第1次調査の実施方法については、平成25年6月24日に各都道府県の防災担当者等を対象に開催した「被災者生活再建支援法及び住家の被害認定業務に係る説明会」において、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（平成22年内閣府）を改めて周知するとともに、「災害に係る住家の被害認定に関する検討会」（座長・坂本功東京大学名誉教授）において、住家被害認定の事務手続の迅速化や簡素化について検討を行い、その結果を踏まえ「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成13年7月（内閣府（防災担当））を改定し、平成25年6月24日付けで各都道府県を通じ市町村に通知した。</p> <p>なお、市町村における罹災証明書の交付に関する業務を円滑に処理するため、災害対策基本法の共管省庁である消防庁において、今後罹災証明に関する先進的な事例の紹介を実施していく予定である。</p> <p>⇒ 消防庁において、罹災証明に関する先進的な事例等の紹介を平成26年度中に実施するため、「平成26年度消防防災・震災対策現況調査検収調書（防災課分）の実施について」により、各都道府県を通じ、災害対策基本法第90条の2に基づく対象災害ごとの罹災証明書の交付数、証明事項、交付業務実施体制の確保に対する措置に関して調査するとともに、先進的な取組を実施している団体に対し、個別調査を行っている。</p> <p>今後、先進的な取組事例を周知してまいりたい。</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 平常時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援によ</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>よる調査実務の習熟、被害調査の実務経験者の活用、建築士等の専門家との協定締結を促進するなど、調査に対する信頼感を高めることにより、市町村の間で被害認定に対する再調査依頼の発生に大きな差が生じることを防ぐこと。</p> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 罹災証明書は、様々な支援制度の適用基準とされ、「被害区分」が支援金額などを左右 ○ 被害認定に不服の場合、再調査依頼が可能だが、被害調査に対する不服の度合い（再調査実施率）は市町によって大きな開き ○ 再調査依頼は、被害区分の判定が微妙な困難事案で起こりやすいが、建築専門家への委託は調査対象 20 市町のうち 4 市町 <p>(勧告要旨)</p> <p>④ 法律の施行通知などにより、被害認定に対する再調査依頼ができることについて、引き続き周知徹底すること。</p> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害調査の再調査依頼に関する教示は、調査対象 20 市町のうち、文書説明・広報が 7 市町、口頭説明・説明なしが 8 市町 	<p>る調査実務の習熟、被害状況調査の実務経験者の活用、建築士等の専門家との協定締結による応援体制の構築等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るための具体的な取組について、運用通知により各都道府県を通じ市町村に通知するとともに、平成25年6月24日に開催した「被災者生活再建支援法及び住家の被害認定業務に係る説明会」において、これらの先進的な取組事例を紹介した。</p> <p>⇒ 平成26年5月20日に開催した「被災者生活再建支援法及び住家の被害認定業務に係る説明会」において、平常時における被害調査研修の充実等に関する先進的な取組事例を紹介した。</p> <p>また、都道府県における住家被害調査に関する研修の実施状況については、平成24年度は17都府県であったが、25年度には22都府県に増加しており、今後とも、先進的な取組事例を周知してまいりたい。</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与え得るものであることに鑑み、被災者から市町村に住家被害等の再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知するよう運用通知により各都道府県を通じ市町村に通知した。</p> <p>⇒ 「平成26年度における被災者支援の適切な実施について」（平成26年4月1日付け府政防第439号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）通知）により、被災者から市町村に住家被害等の再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知するよう各都道府県を通じ市町村に通知した。</p> <p>今後とも、被災者から市町村に住家被害等の再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知するよう助言してまいりたい。</p>
<p>2 被災者支援の確実な実施</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>内閣府は、将来発生が懸念される大規模災害に備え、被災者支援の施策が必要な被災者に確実に行われるようにするため、被災者台帳の整備が進むよう、これを法的に位置付ける必要がある。</p> <p>(調査結果)</p>	<p>【内閣府】</p> <p>→ 災害対策基本法等の一部を改正する法律により、災害対策基本法に、市町村長は、被災者の援護を実施するための基礎とする被災者台帳を作成することができる旨を規定した。</p> <p>⇒ 措置済み</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況						
<p>○ 被災者台帳システムは、被災者に関する情報を一元的に管理し、各種支援制度における被災者支援の確実な実施を図るとともに、その進捗状況を把握するもの</p> <p>○ 調査対象 20 市町のうち、発災前から被災者台帳システムを整備していた市町は皆無</p> <p>(勸告要旨)</p> <p>また、内閣府、総務省及び厚生労働省は、市町村に対し、以下の技術的助言を行う必要がある。</p> <p>① 被災者支援のために、市町村の人口規模などを踏まえた情報処理システムの活用や導入準備について一層促進すること。(総務省)</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 総務省は、平成 21 年 1 月に、兵庫県西宮市が開発した「被災者支援システム」を全国の地方公共団体に CD-R で配布。また、東日本大震災を契機に、全国の地方公共団体に「被災者の支援のためのシステム等の活用について」(平成 23 年 4 月 28 日自治行政局地域情報政策室事務連絡)を発出し、システムの活用などが有効な手段であることを周知</p> <p>○ 調査対象 20 市町のうち、発災後にシステムを整備した市町は 11 市町、未整備の市町は 9 市町</p> <p>(勸告要旨)</p> <p>② 被災者生活再建支援金に未支給がないかを把握し、該当者に支給申請の勧奨を行うこと。(内閣府)</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 被災者生活再建支援金は、被災者生活再建支援法(平成 15 年法律第 66 号)に基づき、災害によって住宅が損壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、住宅の被害程度に応じて支給される基礎</p>	<p>【総務省】</p> <p>→ 勸告を受け、被災者支援のためのシステムの在り方について、内閣府(防災)などの関係機関と連携し、地方公共団体やシステム関係者との意見交換を行うとともに、「被災者の支援のためのシステム等の活用について」の趣旨を地方公共団体との会議等の場(※)で繰り返し周知している。</p> <p>この結果、東日本大震災以前に 39 団体だったシステム導入団体は、平成 25 年 9 月現在、214 団体に増加し、今後、80 団体が導入の予定である。</p> <p>なお、同事務連絡の趣旨については、首長部局のみならず、「被災者支援のための情報通信技術の利活用に係る情報提供について(依頼)」(平成 23 年 6 月 25 日付け自治行政局地域情報政策室長事務連絡)により、地方議会に対しても周知を行っている。</p> <p>※ 意見交換、会議等の回数</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>計 26 回 (8 月 26 日現在)</td> </tr> <tr> <td>うち 会議等</td> <td>18 回</td> </tr> <tr> <td>意見交換</td> <td>8 回</td> </tr> </table> <p>⇒ 地方公共団体に対し「被災者の支援のためのシステム等の活用について」の趣旨について講演等を通じて周知している。引き続き、内閣府(防災)や消防庁の被災者支援のための取組と連携協力し、地方公共団体における取組を促進する。</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 毎年度、全都道府県の被災者生活再建支援制度担当者を集めた会議において、支援金の申請状況の把握及び未申請者に対する早期申請の勧奨を要請している。</p> <p>特に、東日本大震災による被災者生活再建支援法の適用関係都県に対しては、個々に申請状況の把握、申請期限(基礎支援金：平成 26 年 4 月 10 日、加算支援金：平成 30 年 4 月 10 日等)を見据えた対象者への</p>	平成 25 年度	計 26 回 (8 月 26 日現在)	うち 会議等	18 回	意見交換	8 回
平成 25 年度	計 26 回 (8 月 26 日現在)						
うち 会議等	18 回						
意見交換	8 回						

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>支援金（最大 100 万円）と住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金（最大 200 万円）を支給することで、被災者の生活再建を支援</p> <p>○ 被災者生活再建支援金未申請者への支給申請の勧奨のために、未申請者を容易に抽出する手段として被災者台帳システムの整備が決め手</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>③ 医療費の一部負担金等の還付について、まず、広報による周知を徹底し、その上で、可能な限り還付対象者の把握を行い、申請の勧奨を行うこと。(厚生労働省)</p>	<p>申請の勧奨について、助言を行っている。</p> <p>これらにより、各地方公共団体においても、広報による周知等（都道府県、市町村の広報誌掲載、地元FM等による周知、個別訪問時の制度の説明）を実施している。</p> <p>これに加えて、災害対策基本法の改正により、被災者台帳の作成等について新たに規定を設けるとともに、受給資格のある被災者の被害の状況、当該者への支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、被災地方公共団体の関係部署において共有・活用することが効果的である旨、運用通知により通知した。</p> <p>また、災害対策基本法の被災者台帳に関する規定の運用については、施行（平成25年10月1日）に併せ、改めて技術的助言を行うことを予定している。</p> <p>なお、この被災者台帳の整備に関する規定については、東日本大震災による被災者の援護にも適用可能であり、被災地方公共団体において、被災者生活再建支援金の支給状況の把握を始めとする各種被災者支援に活用可能となっている。</p> <p>これらを踏まえて、今後も、関係地方公共団体に対して、早期申請・支給に向けた取組を要請するとともに、必要な技術的助言を実施する。</p> <p>⇒ 引き続き、全都道府県の被災者生活再建支援制度担当者を集めた会議等において、支援金の申請状況の把握及び未申請者に対する早期申請の勧奨を要請するとともに、被災者生活再建支援金の申請期限（平成27年4月10日）に向け、周知を強化するため、26年7月に関係都県の被災状況調査を実施するとともに、随時、状況確認などの対応を行った。</p> <p>また、災害対策基本法の被災者台帳に関する規定の運用については、「災害対策基本法等（安否情報の提供及び被災者台帳関連事項）の運用について」（平成26年1月24日付け府政防第60号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）通知）を発出した。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 国保保険者及び後期高齢者医療広域連合に対して、医療費の一部負担金の免除対象者が一部負担金を支払った場合の還付手続に係る周知・広報、一部負担金を支払った免除対象者の把握及び当該対象者に</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険や後期高齢者医療制度の医療費の一部負担金の免除対象者が発災から免除証明書が交付されるまでの間に一部負担金等を支払った場合、その金額は還付 ○ 発災から免除証明書の発行までに一部負担金等を支払った還付対象者を把握していない市町が、調査対象 20 市町のうち、国民健康保険で 18 市町、後期高齢者医療制度で 14 市町 <p>3 被災者の手続負担の軽減</p> <p>(1) 被災者生活再建支援金の支給の迅速化</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>内閣府は、将来発生が懸念されている大規模災害に備え、被災者生活再建支援金の迅速な支給と市町村間における申請から支給までの期間に大きな差が生じることを防ぐため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 巡回指導、職員派遣、都道府県段階での関係書類の補正など、都道府県による被災した市町村に対する支援の充実を図ること。</p> </div> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者生活再建支援金は、市町村、県、都道府県から支給事務を委託されている財団法人都道府県会館の三層構造の審査を経て支給 ○ 調査対象 20 市町の申請から同支援金支給までの日数は、最も短い市町で平均 39 日、最も長い市町で平均 110 日と大きな開き ○ 市町村に対する巡回指導、職員派遣、県段階での申請書類の補正などにより、県として支給を迅速化したものあり 	<p>対する還付手続の勧奨を実施するよう、「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金の還付について」（平成25年8月21日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を发出了した。</p> <p>⇒ 国保保険者、後期高齢者医療広域連合等に対して、「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」（平成26年2月19日付け事務連絡）により、医療費の一部負担金の還付についての取扱いを周知するとともに、国保保険者及び後期高齢者医療広域連合からの疑義照会があった際に、適宜、助言を行った。</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 平成25年6月24日に開催した「被災者生活再建支援法及び住家の被害認定に係る説明会」において、各都道府県の被災者生活再建支援法担当者等に対し、同法に係る事務を受託している財団法人都道府県会館が、東日本大震災を契機に、迅速な審査・支給事務のため、関係書類が一定数取りまとまってから処理する形式から、随時処理する形式とするなど、より柔軟な対応を行っていることを周知するとともに、このことを市町村に説明し、適切に対応するよう要請した。また、当該説明会において、災害発生時には都道府県の要望に応じて、内閣府が職員を派遣し、市町村職員向けに被害認定等に関する説明会等を開催する旨説明した。</p> <p>⇒ 平成26年度においても、同年5月20日に開催した「被災者生活再建支援法住家の被害認定に係る説明会」において、各都道府県担当者に対し、再度、同法に係る事務を受託している公益財団法人都道府県会館が、東日本大震災を契機に、迅速な審査・支給事務のため、関係書類が一定数取りまとまってから処理する形式から、随時処理する形式とするなど、より柔軟な対応を行っていることを周知するとともに、このことを市町村に説明し、適切に対応するよう要請した。また、当該説明会において、災害発生時には都道府県の要望に応じて、内閣府が職員を派遣し、市町村職員向けに被害認定等に関する説明会等を開催する旨を説明した。</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勸告要旨)</p> <p>② 大規模災害時において、申請件数の増加が見込まれる時点で、東日本大震災の際に講じたマニュアルの整備を踏まえ、都道府県会館の審査処理能力の速やかな増強を図ること。</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 東日本大震災における被災者生活再建支援金の審査において、都道府県会館では、マニュアルを整備するとともに、申請件数の増加に応じ審査担当者数を順次増員し、最大 100 人体制としたが、申請が累積したため、審査に要した期間は 1 か月から 1 か月半</p> <p>(2) 被災者支援制度の申請に係る添付書類の削減</p> <p>ア 市町村が申請窓口となる被災者支援制度</p> <p>(勸告要旨)</p> <p>内閣府及び厚生労働省は、被災者支援制度の申請に係る負担を軽減するため、都道府県及び市町村に対し、以下の技術的助言を行う必要がある。</p> <p>① 被災者生活再建支援金の支給申請では、社会保障・税番号制度の動向も踏まえ、可能な限り、罹災証明書及び住民票の添付を省略すること。(内閣府)</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 調査対象 20 市町において、被災者生活再建支援金の支給申請では、1 市町が罹災証明書、10 市町が住民票の添付を省略</p>	<p>今後とも、大規模災害に備え、被災者生活再建支援金の迅速な支給と市町村間における申請から支給までの期間に大きな差が生じることを防ぐため、これらの取組を進めてまいりたい。</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 被災者生活再建支援法人として指定している財団法人都道府県会館において、大規模災害発生時に東日本大震災と同様の迅速な対応を行うことができるよう、平成25年度から、同法人と各都道府県東京事務所やコールセンター業務等を委託する人材派遣会社との間で常時連絡調整を行う体制を整備した。</p> <p>⇒ 今後とも、大規模災害に備え、被災者生活再建支援金の迅速な支給と市町村間における申請から支給までの期間に大きな差が生じることを防ぐため、上記における取組を継続して実施してまいりたい。</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 住民票に関する情報については、都道府県が市町村から取得可能とし、被災者が支給申請時にその添付が不要となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）に必要な規定を盛り込んだところである（両法ともに、平成25年5月31日公布、一部施行。）。</p> <p>罹災証明書については、従来は市町村の任意の事務により災害発生時に被災者に交付されてきたものであるが、災害対策基本法等の一部を改正する法律により、市町村長は、被災者から申請があった時は、遅滞なく、罹災証明書を交付しなければならない旨を災害対策基本法に新たに規定したところである。今後、同法の施行後の運用状況を踏まえ、罹災証明書が社会保障・税番号制度導入によるシステム化になじむものであるかどうかも含め、検討する。</p> <p>⇒ 住民票の添付については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に合わせ、引き続き、関係府省と調整するとともに、事務を実施している公益財団法人都道府県会館において対応を検討している。</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勸告要旨)</p> <p>② 市町村が適用を決定する災害義援金、災害援護資金貸付、住宅の応急修理などの申請では、可能な限り、罹災証明書、住民票及び所得証明書の添付を省略すること。(厚生労働省)</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 市町村が適用を決定する災害義援金の支給申請、災害援護資金の貸付申請及び住宅の応急修理申請では、一部の市町で罹災証明書、住民票及び所得証明書の添付を省略</p>	<p>また、罹災証明書の添付についても、被災者台帳により住家の被害の状況を確認することによる効率化などについて、検討している。</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 災害援護資金貸付については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行に伴う災害援護資金貸付の特例措置について(施行通知)」(平成23年5月2日付け社援発0502第1号厚生労働省社会・援護局長通知)により、市町村において、対象者の要件を満たすこととなった事実を確認できるのであれば証明書類は不要であるとしている。</p> <p>また、住宅の応急修理については、「平成24年度災害救助事務取扱要領」及び「平成25年度災害救助事務取扱要領」(毎年度実施される災害救助担当者全国会議の別冊資料。厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室作成)において、「住宅の応急修理申込書」の「住宅の被害の程度」欄に全壊、大規模半壊及び半壊の別を記入するに当たり、被災者台帳で確認可能な場合は罹災証明書の添付は不要としている。</p> <p>さらに、勸告を踏まえ、義援金を含めたこれら3つの制度については、被災者への支援を行う場合、罹災証明書や所得証明など、自治体の窓口でシステムや台帳等で確認できるものについては省略が可能であることを市区町村等に周知し、被災者の負担軽減に努めるよう、都道府県に対して平成25年3月11日に開催した「社会・援護局関係主管課長会議」及び同年6月14日に開催した「平成25年度災害救助担当者全国会議」において、周知した。</p> <p>なお、平成25年10月から、災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴い、災害救助法(昭和22年法律第118号)等の所管は、厚生労働省から内閣府に移管された。</p> <p>⇒ 住宅の応急修理については、「平成26年度災害救助事務取扱要領」(毎年度実施される災害救助担当者全国会議の別冊資料。内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付作成)において、「住宅の応急修理申込書」の「住宅の被害の程度」欄に全壊、大規模半壊及び半壊の別を記入するに当たり、被災者台帳で確認可能な場合は罹災証明書の添付は不要であるとしている。</p> <p>また、義援金を含めた3つの制度については、被災者への支援を行</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>イ マンションの応急修理 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、住宅の応急修理の申請手続について、マンションの共用部分の応急修理申請の添付書類を削減する措置を講ずる必要がある。</p> </div> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法の応急救助の対象が被災者であるため、管理組合は自らマンション共用部分の応急修理申請を行うことができず、関係する世帯全ての申請書と添付書類の罹災証明書などを取りまとめ代理申請 ○ 管理組合が代理申請を行う場合、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成21年6月内閣府(防災担当))のため、関係世帯全ての罹災証明書が必要 ○ 東日本大震災でマンション共用部分の応急修理の実績がある調査対象13市町のうち3市町では、関係世帯全ての申請書及び罹災証明書を求めるのは実態に合っていないとして、管理組合による申請を実質的に許容 	<p>う場合、罹災証明書や所得証明など、地方公共団体の窓口でシステムや台帳等で確認できるものについては省略が可能であることを市区町村等に周知し、被災者の負担軽減に努めるよう、都道府県に対して平成26年5月21日に開催した「平成26年度災害救助担当者全国会議」において周知した。</p> <p>今後、大規模災害が発生した場合には適切に対応したい。</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 住宅の応急修理については、「平成24年度災害救助事務取扱要領」及び「平成25年度災害救助事務取扱要領」において、「住宅の応急修理申込書」の「住宅の被害の程度」欄に全壊、大規模半壊及び半壊の別を記入するに当たり、被災台帳で確認可能な場合は罹災証明書の添付は不要としている。</p> <p>さらに、勧告を踏まえ、被災者への支援を行う場合、罹災証明書や所得証明など、地方公共団体のシステムや台帳等で確認できるものについては省略が可能であることを市区町村等に周知し、被災者の負担軽減に努めるよう、都道府県に対して平成25年3月11日に開催した「社会・援護局関係主管課長会議」及び同年6月14日に開催した「平成25年度災害救助担当者全国会議」において、周知した。</p> <p>なお、平成25年10月から、災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴い、災害救助法等の所管は、厚生労働省から内閣府に移管された。</p> <p>⇒ 住宅の応急修理については、「平成26年度災害救助事務取扱要領」において、「住宅の応急修理申込書」の「住宅の被害の程度」欄に全壊、大規模半壊及び半壊の別を記入するに当たり、被災台帳で確認可能な場合は罹災証明書の添付は不要としている。</p> <p>また、被災者への支援を行う場合、罹災証明書や所得証明など、地方公共団体のシステムや台帳等で確認できるものについては省略が可能であることを市区町村等に周知し、被災者の負担軽減に努めるよう、都道府県に対して平成26年5月21日に開催した「平成26年度災害救助担当者全国会議」において周知した。</p> <p>今後、大規模災害が発生した場合には適切に対応したい。</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>ウ 登録免許税の免税申請 (勸告要旨)</p> <p>法務省は、登録免許税の免税措置に必要な添付書類のうち、法務局が保有する情報と同一のもの（滅失建物等の登記事項証明書、土地の登記事項証明書）については、これを省略する必要がある。</p> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災の被災者が被災した建物の建替えなどのために土地を取得した場合、所有権移転登記に係る登録免許税が免税 ○ 当該免税措置を受けるに当たっては、滅失建物等の登記事項証明書、土地の登記事項証明書などを法務局に提出する必要 ○ 登記事項証明書は、法務局が保有している情報に基づき発行するものであるにもかかわらず、法務局は添付資料として要求 <p>(3) その他</p> <p>ア 自動車の抹消登録申請 (勸告要旨)</p> <p>国土交通省は、大規模災害における被災者の申請手続の負担を軽減する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p>	<p>【法務省】</p> <p>→ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第40条に規定する登記の申請における添付書類のうち、登記事項証明書については、登記官が対象の物件を特定することが困難であるため、添付を完全に省略すること自体は困難である。しかし、勧告を踏まえ、申請人（被災者）から登記の相談を受ける際に、無料で請求することができる登記事項証明書の請求方法の説明を登記官が行うとともに、物件の検索の補助も行い、申請人に負担感を抱かせることのないよう配慮することについて、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号）第16条に規定する「滅失建物等の床面積の合計又は当該滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積を明らかにする書類」としての登記事項証明書の交付等に係る取扱いについて」（平成25年6月10日付け民事局総務課・民事第二課事務連絡）を発出し、各法務局・地方法務局宛てに指示を行った。</p> <p>⇒ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第40条に規定する登記の申請における登記事項証明書の添付省略については、申請人側の負担軽減・利便性向上を考慮しても、登記所の事務処理における正確性・迅速性を確保し、滞りなく的確なサービスを提供する観点から、申請人に登記事項証明書を提供してもらう必要があるが、申請人の負担を軽減するために、無料で請求することができる登記事項証明書の請求方法の説明や、物件の検索の補助等を行うことについては、継続して取り組んでいる。</p> <p>また、登録免許税の免除特例についても、窓口において注意を促す等の周知を行っている。</p> <p>今後とも、被災者の手続負担の軽減等の観点から、これらの取組を進めてまいりたい。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>→ 大規模災害時における自動車の抹消登録申請に係る自動車登録官の出張受付については、東日本大震災においても、発災後から累次対応</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="197 199 1104 268">① 自動車の抹消登録申請に係る自動車登録官の出張受付について、開始時期を早めるとともに、回数、期間を拡充すること。</p> <p data-bbox="181 274 322 304">(調査結果)</p> <ul data-bbox="197 311 1104 603" style="list-style-type: none"> ○ 自動車の永久抹消登録は、申請者が自動車を登録した運輸支局等に出頭して手続を行わなければならないが、被災により移動手段を失った申請者にとって大きな負担 ○ 国土交通省は、出頭申請の負担を軽減するため、平成23年6月から9月までの間、被災3県の18地域に自動車登録官を計32回出張させることにより、計930台の抹消登録を実施 ただし、被災自動車数が約6.8万台であるため、その効果は限定的 <p data-bbox="181 721 322 751">(勸告要旨)</p> <p data-bbox="197 758 1104 826">② 自動車の抹消登録申請について、自動車登録の電子申請の対象に抹消登録を加え、実施道府県を拡大すること。</p> <p data-bbox="181 833 322 863">(調査結果)</p> <ul data-bbox="197 869 1104 1018" style="list-style-type: none"> ○ 10都府県で実施されている新車新規登録自動車の電子申請は、出頭申請が不要であるため、これを抹消登録申請にも適用した上で、実施道府県を拡大すれば、災害時における抹消登録申請の負担が軽減 	<p data-bbox="1162 199 2069 379">してきたところであるが、勸告を踏まえ、被災地の交通機関の復旧状況、運輸局支局等の体制等に応じ、開始時期を早めるとともに、実施場所及び回数の増加、実施時期の長期化を行うことなどを盛り込んだマニュアルを新たに作成し、これを徹底することなどによって、被災した申請者の負担の軽減を図るよう努める。</p> <p data-bbox="1133 386 2069 715">⇒ 大規模災害時における自動車の抹消登録申請に係る自動車登録官の出張受付については、東日本大震災においても、発災後から累次対応してきたところであるが、勸告を踏まえ、被災地の交通機関の復旧状況、運輸局支局等の体制等に応じ、可能な限り開始時期を早めるとともに、実施場所、回数、期間等についても、被災地の要望を十分に把握した上で、必要に応じ出張受付を実施することを盛り込んだ「自動車登録関係業務に係る災害発生時対応マニュアルの制定について」(平成26年2月28日付け国自情第195号)を平成26年2月に新たに作成の上、各地方運輸局等に通知し、徹底を図った。</p> <p data-bbox="1146 721 1326 751">【国土交通省】</p> <p data-bbox="1133 758 2069 906">→ 自動車の抹消登録に係る手続の電子化及び実施地域の拡大については、都道府県の自動車税管理システム改修等が前提であるため、引き続き、総務省と連携しつつ、本省のみならず運輸支局等においても都道府県における取組への働きかけを随時行っていく。</p> <p data-bbox="1133 912 2069 1061">⇒ 自動車の抹消登録に係る手続の電子化及び実施地域の拡大については、都道府県の自動車税管理システム改修等が前提であるため、引き続き、総務省と連携しつつ、本省のみならず運輸支局等においても都道府県における取組への働きかけを随時行っていく。</p> <p data-bbox="1162 1067 2069 1420">なお、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、平成29年度までに自動車保有関係手続のワンストップサービス(自動車登録等の電子申請)について、被災者のみならず全ての申請者を対象に全国展開や対象手続の拡大により抜本的に拡大することとされたところであり、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づく「国土交通省改善取組計画」においても、拡大対象手続として抹消登録について記載している。これらも踏まえ、自動車の抹消登録に係る手続の電子化及び実施地域の拡大と併せて、自動車の抹消登録を含む手続の拡大のための取組を進めてい</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>イ 広域避難者に対する民間賃貸住宅の借上げ供与の円滑な実施 (勸告要旨)</p> <p>厚生労働省は、都道府県の区域を越えた広域避難者の民間賃貸住宅の借上げ供与については、多数の都道府県が被災することを前提に、国があらかじめ実施方法を定める必要がある。</p> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県の区域を越える広域避難者に対する民間賃貸住宅の借上げ供与は、被災3県がそれぞれ、全国の都道府県に協力を依頼する方式 ○ 依頼を受けた各都道府県による民間賃貸住宅借上げ供与の開始時期に大きな差 <p>ウ 母子寡婦福祉資金貸付の条件 (勸告要旨)</p> <p>厚生労働省は、母子寡婦福祉資金貸付の条件について、被災した母子家庭や寡婦を支援する観点から、都道府県に対し、大規模災害</p>	<p>く。</p> <p>【内閣府】</p> <p>→ 平成24年4月に国土交通省と連名で発出した「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について」において、災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例を定め、また、国土交通省と連携して「災害時における民間賃貸住宅の活用について」を同年12月に作成し、それぞれ自治体宛て通知した。</p> <p>さらに、勸告の趣旨を踏まえ、平成25年3月11日に開催した「社会・援護局関係主管課長会議」及び同年6月14日に開催した「平成25年度災害救助担当者全国会議」において同文書を配布し、この活用を図り、大規模災害が発生した場合においても活用を図るよう、改めて周知を図ったところである。</p> <p>なお、平成25年10月から、災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴い、災害救助法等の所管は、厚生労働省から内閣府に移管された。</p> <p>⇒ 平成26年5月21日に開催した「平成26年度災害救助担当者全国会議」において、24年4月に国土交通省と連名で発出した「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について」を配布し、大規模災害が発生した場合においても活用を図るよう、改めて周知を図った。</p> <p>あわせて、この活用に関するフォローアップを行うため、平成26年5月、各都道府県に対して、協定等の締結状況や締結後の事前準備の状況について、アンケート調査を実施した。</p> <p>このアンケート調査結果によれば、45都道府県において協定を締結しているほか、2県においては居住支援協議会（地方公共団体や関係事業者、居住支援団体等が連携する組織）により協定を締結している。</p> <p>今後の大規模災害では、必要に応じて的確に広域避難者に対する民間賃貸住宅の借上げ供与が行われるよう、取り組んでまいりたい。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 「母子及び寡婦福祉資金貸付制度の適正な周知について」（平成25年3月25日付け雇児福発0325第1号雇用均等・児童家庭局家庭福祉課</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="197 199 1093 268">時において、母子寡婦福祉資金貸付の保証人の地域要件の取扱いを正確に周知するよう技術的助言を行う必要がある。</p> <p data-bbox="181 274 322 304">(調査結果)</p> <p data-bbox="192 311 1104 454">○ 母子寡婦福祉資金貸付の保証人については、被災3県のうち2県が保証人を県内居住者とするを原則的な取扱いとし、両県のホームページに記載しているが、例外も認めており、実際に県外の連帯保証人である場合でも貸付を実施</p> <p data-bbox="226 496 517 526">エ 大学授業料の免除</p> <p data-bbox="181 533 322 563">(勧告要旨)</p> <p data-bbox="197 569 1093 679">文部科学省は、各大学が授業料を免除するに当たり、市町村の罹災証明書の発行状況を踏まえた弾力的な申請受付を行うよう要請する必要がある。</p> <p data-bbox="181 686 322 716">(調査結果)</p> <p data-bbox="192 722 1104 866">○ 被災した大学生の授業料免除申請に当たり、各大学の多くは罹災証明書の添付を求めているが、大学の中には、罹災証明書の発行状況を考慮せずに授業料免除申請の受付期間を設定しており、発行が申請期間を過ぎたことを理由に申請を受け付けない例あり</p>	<p data-bbox="1158 199 2076 304">長通知)を発出し、都道府県、指定都市、中核市に対し、大規模災害時における母子寡婦福祉資金貸付の条件の正確な周知について技術的助言を行った。</p> <p data-bbox="1128 311 2083 491">⇒ 当初指摘のあった被災2県のホームページにおける母子父子寡婦福祉資金貸付の保証人の地域要件の記載については、改善済みである。 今後とも、地方公共団体に対し、母子父子寡婦福祉資金貸付の保証人について、地域要件を設けた場合は、その取扱いについて正確に周知するよう促してまいりたい。</p> <p data-bbox="1144 533 1323 563">【文部科学省】</p> <p data-bbox="1128 569 2083 713">→ 平成25年2月～3月にかけて8地区で開催した国立大学法人運営費交付金等に関する説明会において、例えば、罹災証明書を申請の際の必須要件としないなど、被災学生の授業料免除申請に係る弾力的な取扱いについて、要請を行った。</p> <p data-bbox="1128 719 2083 976">⇒ 平成26年2月～3月にかけて8地区で開催した国立大学法人運営費交付金等に関する説明会において、例えば、罹災証明書を申請の際の必須要件としないなど、被災学生の授業料免除申請に係る弾力的な取扱いについて、各大学に対し、要請を行った。 今後とも、各大学の授業料免除の実施に当たっては、市町村の罹災証明書の発行状況を踏まえた弾力的な取扱いとなるよう、引き続き要請してまいりたい。</p>